

令和5年度

# 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

## ◆筑前町の申告期限：令和5年1月20日（金）

【法定提出期限：1月31日（火）】

※法定提出期限は、1月31日（火）までとなっていますが、期限間近になると、窓口が混雑しますので、筑前町では20日（金）までに申告をお願いいたします。

## ◆提出方法：役場税務課まで持参・郵送・インターネット（eLTAX）

申告書等は筑前町ホームページからダウンロードできます。

筑前町ホームページ：<http://www.town.chiukuzen.fukuoka.jp>

（トップページの「申請書ダウンロード」から「償却資産の申告」をクリック。）

## ◆お知らせ

令和3年4月1日から償却資産申告書の所有者欄の押印は不要となりました。

## 【目次】

I 償却資産とは ..... P.1～4

期限短く、お手数をおかけしますが、  
1月20日（金）までに  
ご提出をお願いします！



II 償却資産の申告について ... P.5～12

III 申告書類の記入例 ..... P.13～17

IV 償却資産の課税について ... P.18～19

< Q and A > ..... P.20～21

～インターネット（eLTAX）の利用について～

インターネットを利用した電子申告については、事前に準備及び手続きが必要です。  
詳しくは、eLTAX（エルタックス）ホームページ（[eltax.lta.go.jp](http://eltax.lta.go.jp)）をご覧ください。  
お電話の場合は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。  
●電話番号 0570-081459  
上記の番号でつながらない場合 03-5521-0019  
●受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルをこの手引きの最終ページに印刷していますので、切り取ってご利用ください。

令和4年11月発行

発行／筑前町税務課固定資産税係

# I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産所有状況の必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## 1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を資産の種類ごとに例示したものが、次のとおりです。

各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1から別表6まで（別表第3及び第4を除く。）をご参照ください。

資産の種類		主な償却資産の内容
1 構築物	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
	建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備等
		2 テナントの方が賃借している家屋に施行した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）
2	機 械 及 び 装 置	印刷機械、工作機械などの各種産業用機械及び装置、ブルドーザー、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」と「000～099」）
3	船 舶	遊覧船、ボート、水上バイク、はしけ
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」と「900～999」及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。但し、自動車税又は軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除く）
6	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコンコンピューター、プリンター、ルームエアコン、金庫、冷蔵庫、医療機器、自動販売機、ドリル、金型

## 2 業種別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示していますので、ご参考ください。

業種	主な償却資産の内容
共 通	受変電設備、駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構工事、外灯、広告塔、看板、ネオンサイン、グリストラップ、タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、簡易間仕切り、金庫、レジスター、コピー機、ルームエアコン、パーソナルコンピューター、サーバー、LAN配線、テレビ等  注1 税務会計上は家屋と一括して減価償却していくても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事などは、償却資産に該当します。 注2 家屋の所有者と異なる方（テナント等）が内装等を施工された場合は、その内装等が償却資産に該当します。 注3 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は、償却資産としての申告の必要はありません。
飲 食 業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、湯沸かし器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ボイラ、ビニール梱包装置、給排水設備等
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等
加工・修理業	旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス、圧縮機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備、測定工具、検査工具、工業用水道、福利厚生設備等
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌用機器、手術機器、歯科治療ユニット等
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、金属造の塀、コンクリート造の塀、緑化施設（植木等）太陽光発電設備、駐輪場、集合郵便受け等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機器等
木 工 業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス、研削機、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キヤノピー等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機等

### **3 申告する資産**

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)・(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象です。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以降1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、所有している資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみとなっている資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（附帯費用を含む。取得時期により20万円）以上の資産

ただし、10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 (平成11年1月1日前に取得した資産についてはお問い合わせください。)	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 (平成10年4月1日前に取得した資産については、お問い合わせください。)	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

## **4 申告の対象とならない資産**

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して3年間で償却する減価償却資産）

※法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項による

- (2) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

- (3) 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象です。）、立木、果樹

- (4) 無形固定資産（ソフトウエア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など。）

- (5) 100万円以上の美術品等（ただし、時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象となります。）

- (6) 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など。）

- (7) 商品、貯蔵品、修理用資材、ゴルフ場の芝生

- (8) 自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

## II 償却資産の申告について

### 1 申告の必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートを貸し付けるなど、事業を行っている方で1月1日現在、償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。なお、次の方も申告が必要です。

- 償却資産を他人に貸し付けている方
- 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- 所有権留保付売買資産については、原則として買い主の方
- 償却資産を共有されている方：共有名義の申告となります。各々の持ち分に応じて申告するのではなく、代表者を決めて「代表者 外〇名」という共有名義で申告してください。
- 内装、造作、建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

**注意** 解散、廃業、休業、移転した方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18 備考」の欄に必要な事項を記入して必ず申告してください。

### 2 リース資産

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税では、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）では、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象外となります。

### 3 申告の方法等

#### （1）該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ア 課税標準の特例がある資産を所有されている場合：事実を証明する書類
- イ 非課税資産を所有されている場合：非課税申告書、事実を証明する書類
- ウ 短縮耐用年数を適用された場合：国税局長の承認通知書（写）
- エ 増加償却をされた場合：税務署長への届出書（写）
- オ 減免該当資産を所有されている場合：減免申請書、事実を証明する書類

**注意** これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。なお、申告に伴い、特例に該当する事業所へ届出書及びチェックシートの提出をしていただく場合もあります。

## (2) 申告の方法

### ①書類を持参して申告する場合

「償却資産申告書」等の所定の書類を、筑前町役場へ提出していただく方法です。

令和5年1月1日現在、所有されているすべての資産を申告してください。

### ◆電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告をされる場合は、申告書(申告書は地方税法施行規則第14条第26号様式、同別表1により、その様式が定められています。)の作成をお願いします。

また、全資産申告の形式が必要です。**P.** 13~17ページの記載例を参考に書類を作成し、ご提出ください。また、申告書の「評価額」欄は必ず記載してください。

### ●種類別明細書（増加・減少資産、全資産用）

独自の様式にて明細書を作成される方は、次の要件を備えているものに限ります。

- 第26号様式別表1の記載項目のすべてが記載されていること。
- 減価残存率、価額、課税標準の特例に係る率及び課税標準額が記載されていること。
- 令和5年1月1日現在、所有するすべての資産が記載されていること。

### ②電算処理以外の方法で申告する場合

申告された資産の評価額等の計算は筑前町が行います。

#### ◆本町に初めて申告される方◆

種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有するすべての資産を記載してください。

#### ◇本町に既に申告をされている方◇

前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書（増加資産・全資産用）を送付しますので、減少などの異動があったものについては修正を行い、新たに取得した資産については追加記入をしてください。

## (3) インターネットでの電子申告

電子申告とは eLTAX（エルタックス）を利用して、申告データを送信する方法です。電子申告の利用方法や申告データの作成方法については、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページ（表紙参照）をご覧ください。

### ① 「全資産申告（電算処理分）」で申告される方

令和5年1月1日現在、所有されているすべての資産を申告してください。

### ② 「増加資産／減少資産申告」で申告される方

#### ◆本町に初めて申告される方◆

令和5年1月1日現在、所有されているすべての資産を「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に入力し申告してください。

#### ◇本町に既に申告をされている方◇

前年度までに申告された資産から、異動があったものについて申告してください。

## (4) 番号法に定める本人確認の実施

償却資産の申告書の様式にマイナンバー(個人番号)を記載した申告書を提出される際、番号法に定める本人確認を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付してご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出される場合やe-LTAX（電子申告）による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

### ①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票（個人番号付き）の写し」等
本人確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等 ②（①が困難な場合）「筑前町から送付した氏名・住所（住民登録地）が印字済みの償却資産申告書」等

**注意** 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び本人確認の両方の確認が必要となります。

### ②代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の本人確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

#### ～お願い～

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので予めご了承ください。

## (5) 該当する資産がない等の方

廃業、解散、休業、移転又は償却資産を所有していない方は、P. 13・15 ページの記載例を参考に償却資産申告書右下の「18 備考」欄へ該当する事項を記載してください。

## **4 提出期限**

法定期限は**令和5年1月31日（火）**です。

期限間近になると窓口が混雑しますので、1月20日（金）までに来庁いただくな、電子申告または郵送による提出にご協力をお願いします。

## **5 提出先**

筑前町税務課にご提出ください。（FAXによる申告は受付けておりません。）

**〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場税務課**

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

**注1** 総合支所等での受付はできません。

**注2** 郵送でも提出することができます。

**注3** 郵送により提出する方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、予めご了承ください。

## **6 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合**

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び筑前町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。法定期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

## **7 実地調査等への協力のお願い**

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否に当たる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

なお、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。

そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

## 8 国税資料の閲覧について

筑前町では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関して税務署が保有する資料の閲覧を行っています。閲覧した資料の内容と筑前町への申告に差異が見受けられた場合は、実地調査等により個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 9 非課税及び課税標準の特例について

### (1) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

### (2) 課税標準の特例が適用される資産

特定の償却資産に対しては、地方税法上、「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。該当資産の特例適用の認否については、筑前町が判定します。

なお、新規に申告される適用対象資産がある場合には、適用判定のために必要な書類を添付して申告してください。

#### ～課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）～

根拠規定	特例対象施設等	特例率	添付書類
地方税法附則 第15条第26項	再生可能エネルギー発電施設※	最初の3年間 1/2～3/4	<ul style="list-style-type: none"><li>・（太陽光発電）再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等</li><li>・（太陽光発電以外）再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等</li></ul>
地方税法附則 第64条	認定先端設備導入計画に基づき、中小事業者等が取得した機械設備等	最初の3年間 0（ゼロ） 計画認定日以令和5年3月31日までの取得に限る	<ul style="list-style-type: none"><li>・先端設備等導入計画の申請書</li><li>・認定書の写し、工業会等による生産性向上要件を満たす設備であることの証明書の写し</li></ul>

#### 注 再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の適用について

標記発電設備のうち、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、適用要件は以下のとおりです。

- ①自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となる設備は該当しません。）
- ②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた設備  
ただし、平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備については従前の規定が適用されます。  
また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備については、適用要件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

## **10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて**

### **(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備**

① 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（P. 11 参照）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

**償却資産とするもの**：単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

**家屋とするもの**：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

② 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、吸排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピューター室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピューターを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

### **(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)**

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第9項及び筑前町税条例第54条第7項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。（P. 11 参照）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーダ）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、廣告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

## 11 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた原価率を用いる) 注 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) 注2	原則区分評価
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 注3	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする(法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 注4	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産(中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります 注5	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

**注1** 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

**注2** 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取り扱いには変更はありません。

**注3** 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

**注4** 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

**注5** 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和2年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

## 申告書の記載方法

< 初めて申告する場合 >

**償却資産を所有されてない方は、備考欄に「該当資産なし」と記載して提出してください。**

**〈4事業種目〉**  
事業の内容を具体的に記載してください。(例:印刷業)。事業種目が複数ある場合には主たる事業種目を記載してください。  
また、法人の場合、資本金又は出資金の金額を記載してください。

○○○ 年 1月 15日  
受印  
○○○ 賃去

（印）

受印

（印）

賃去

（印）

◎ 1月1日現在所有するすべての資産を記載してください。

〈資産の種類〉  
資産の種類に記載する数字は次の通りです。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

資産コード		資産の名称		新規登録	既存登録	削除	備考
年号	番号	品目	年月	原価	耐用年数	残価	備考
01		アスマルト織工事	1 4 30 4	3,650,000	10		
02		オフセット印刷機	1 4 30 6	7,228,000	10		
03		製本用機械	1 4 20 8	1,650,000	7		
04		デジタル印刷機	1 4 20 9	6,996,500	4		
05		応接セット一式	1 4 30 6	1,240,000	8		
06		B536型テレビ	1 4 29 6	375,900	5		
07		ノートパソコン(PGV3)	1 4 30 11	40,000	4		
08		ノートパソコン(PGV3)	1 4 30 11	77			
09							
⋮							
17							
18							

種類別明細書(増加資産・全資産用)

年号	番号	品目	税前税務 様式会社		税額控除額	税額控除率	税額	摘要
			原価	耐用年数				
01		アスマルト織工事	3,650,000	10			0	当該資産にかかる特記事項としてア～カのようないい處を記載してください。
02		オフセット印刷機	7,228,000	10			0	ア 調査標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項(例:特349の3①)
03		製本用機械	1,650,000	7			0	イ 他の市町村からの移動等により受け入れた指針について、ウ 移動の年月
04		デジタル印刷機	6,996,500	4			0	エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示(例:短縮)
05		応接セット一式	1,240,000	8			0	エ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示(例:中古)
06		B536型テレビ	375,900	5			0	オ 増加償却を行っている資産については、その旨を表示(例:増加)
07		ノートパソコン(PGV3)	40,000	4			0	その他、当該資産の価格の決定にあたつて必要な事項
08		ノートパソコン(PGV3)	77					
09								
⋮								
17								
18								

初めて申告される方

〈取得年月〉  
資産を取得した年月を記入してください。  
ただし、1月1日に取得した場合は、その  
前年の12月を取得年月としてください。

〈所有者名〉  
ページ毎に記入してください。

〈増加事由〉  
資産を取得した理由について、該当する番号を○で囲んでください。  
1 新品取得  
2 中古取得  
3 移動による受け入れ  
4 その他

〈耐用年数〉  
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

〈取得価額〉  
資産を取得するために支出すべき金額(付帯費用を含みます。)を記載してください。  
なお、圧縮記帳は、固定資産の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

申告書の記載方法

前年度以前に申告している場合

- ◎ 住所、氏名及び取得価額(前年前に取得したもの(イ))は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
  - ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

事業の内容を具体的に記載してください。  
事業種目が複数ある場合には主たる事業種目を記載してください。  
また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

「3事業開始年月」個人の方は事業を開始した年月を、法人の方は設立年月を記載してください。

各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください  
※賞却資産においては特別償却及び圧縮記帳は認められません。

各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。  
※償却資産においては特別償却及び圧縮記帳は認められ  
ておりません。

〈15 資産の所在地〉  
筑前町内にある事業所等の資産  
所在地を記載してください。  
資産所在地が複数ある場合は、  
各々の資産所在地を記載し、また  
る資産所在地に該当する番号を○  
で囲んでください。

ア 住所、氏名等に異動があつた場合は、  
イ 住所、氏名等に異動事由（商号変更等）、異重合は、  
ウ 住所所、旧住所、旧氏名等、参考に  
エ 別引用紙（様式自由）に記載してください。  
タ なる事項  
シ 合併があつた場合は、合併日、  
ハ 合併法人名、被合併法人名等  
リ 課税標準の特例適用資産、非  
カ 税額算出資産又は耐用年数の短縮等を  
ク は、その届出書等、添付書類の名称  
ル 納税管理人を定めている場合  
ス は、その方の住所、氏名  
レ 債却資産を共有されている場  
リ 合は、所有者全員の住所、氏名  
ル その他、この申告に必要な事項  
ル 及び債却資産の評価について参考  
ル となる事項 例：資産の増減がない場合

合→増減なし)

(イ) のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

前年中に収録したもの

(ハ) 今回新たに申告していただいた資産の取得価額を記載してください。

申告もれや、移動により受け入れた資産についても、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

## 種類別明細書（増加資産用）の記載方法

- ◎ 1月1日現在所有し、前回の申告時から増加した資産を記載してください。  
※前年前に申告漏れとなっていた資産を含みます。

〈取得年月〉

資産を取得した年月を記入してください。

ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

（資産の種類）  
資産の種類に記載する数字は次の通りです。  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具、器具及び備品

（種類別明細書（増加資産用））

行番号	年度	所有者コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 ( <sup>(1)</sup> )	耐用年数 <sup>(2)</sup>	減税標準額 <sup>(3)</sup>	課税標準額 <sup>(4)</sup>	増加理由 <sup>(5)</sup>	摘要 当該資産にかかる特記事項としてアヘカのような事項を記載してください。
01	元	アスマルト舗装工事	1 / 4 30 4	3,650,000	10					①② ③④ ①② ③④	
02	オフセット印刷機	1 / 4 30 6	7,328,000	10						①② ③④ ①② ③④	
03	記	製本用機械	1 / 4 20 8	1,650,000	7	電算処理方式により申告される方以外は記載しないでください。				①② ③④ ①② ③④	
04	記	デジタル印刷機	1 / 4 20 9	8,928,500	4					①② ③④ ①② ③④	
05	入	応接セット一式	1 / 4 30 6	1,250,000	8					①② ③④ ①② ③④	
06	不	B536型テレビ	1 / 4 29 6	375,900	5					①② ③④ ①② ③④	
07	要	ノートパソコン（PCV3）	1 / 4 30 11	400,000	4					①② ③④ ①② ③④	
08	で									①② ③④ ①② ③④	
09	す。									①② ③④ ①② ③④	
10										①② ③④ ①② ③④	
11										①② ③④ ①② ③④	
12										①② ③④ ①② ③④	
13										①② ③④ ①② ③④	
14										①② ③④ ①② ③④	
15										①② ③④ ①② ③④	
16										①② ③④ ①② ③④	
17										①② ③④ ①② ③④	
18										①② ③④ ①② ③④	

注意「新規登録」欄は、新規登録、中古登録、譲割による登録、その他、その他の登録を行ってください。

前年度以前に申告された方

〈年号〉

1. 明治  
2. 大正  
3. 昭和  
4. 平成  
5. 令和

〈耐用年数〉

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、摘要欄に改前の耐用年数を記載してください。

（例：前10年）

〈取得価額〉

資産を取得するために支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記載してください。

なお、固定資産の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

# 種類別明細書（減少資産用）の記載方法

## 年度

所 有 者 名	記入不要で
------------------	-------

## 種類別明細書（減少資産用）

行 番 号	資産 の 種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 号	取 得 価 額	申告年 年		減少の事由及び区分		摘要
							#	#	1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他	1. 全部 2. 一部	
01 1	記入		コンクリート舗装	1	3 63 7	3000000		2		1	
02 2	不要 です。		断裁機	1	4 15 6	3702206		3		1	H30.6期倉工場へ移動
03 6			ルームエアコン	2	5 8 4	500000	6	1	2		5台のうち2台をTM商事へ売却
04											
05	（資産の種類）	（年号）									
06	資産の種類に記載する 数字は次の通りです。	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和									
07	1 機械及び装置										
08	2 船舶										
09	3 航空機										
10	4 車両及び運搬具										
11	5 工具、器具及び備品										
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

（所有者名）  
ページ毎に記入してください。

前年度以前に申告された方

## IV 償却資産の課税について

### 1 評価額の計算方法

申告された資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額・耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

#### ◇前年内に取得したもの

**評価額・・・取得価額×前年内取得のものの減価残存率**

#### ◇前年前に取得のもの

**評価額・・・前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率**

以後、毎年(2)の方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

〔減価残存率表〕 固定資産税に係る残存率表です

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年内 取得の もの	前年前 取得の もの		前年内 取得の もの	前年前 取得の もの		前年内 取得の もの	前年前 取得の もの
耐用年数	(1 - r / 2)	(1 - r )	耐用年数	(1 - r / 2)	(1 - r )	耐用年数	(1 - r / 2)	(1 - r )
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

例：取得価額 300,000 円、取得時期平成 30 年 8 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合  
(耐用年数 4 年、前年中取得のものの減価残存率 : 0.781)  
(耐用年数 4 年、前年前取得のものの減価残存率 : 0.562)

平成 31 年度・令和元年度 :  $300,000 \text{ 円} \times 0.781 = 234,300 \text{ 円}$

令和 2 年度 :  $234,300 \text{ 円} \times 0.562 = 131,676 \text{ 円}$

令和 3 年度 :  $131,676 \text{ 円} \times 0.562 = 74,001 \text{ 円}$

令和 4 年度 :  $74,001 \text{ 円} \times 0.562 = 41,588 \text{ 円}$

令和 5 年度 :  $41,588 \text{ 円} \times 0.562 = 23,372 \text{ 円}$

令和 6 年度 :  $23,372 \text{ 円} \times 0.562 = 13,135 \text{ 円} < 15,000 \text{ 円}$

※ 令和 6 年度で算出額が取得価額の 5% (15,000 円) より小さくなりますので、  
令和 6 年度以降 15,000 円で評価されます。

## 2 價格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応する価値の減少（減価）を考慮して評価し、  
3 月 31 日までに筑前町長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。  
この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月までの間、  
審査の申出をすることができます。

## 3 税額の計算方法

$$\begin{array}{lcl} \text{税額} & = & \text{課税標準額} \text{ ※注} \\ (\text{100 円未満切り捨て}) & & (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

**注意** 課税標準額とは筑前町の区域内に所在する資産の価格の合計です。

課税標準額が総額 150 万円未満の場合は課税されません。

例：筑前町と A 市に資産をお持ちの B 社の場合

筑前町所在の資産の合計の課税標準額が 1,583,000 円 → 課税されます。

A 市所在の資産の合計の課税標準額が 1,475,000 円 → 課税されません。

※課税はされませんが、申告はしていただく必要があります。

## 4 納期

納付すべき税額を年 4 回（5 月、7 月、11 月、翌年の 2 月）に分けて納めていただきます。

なお、町税の納付には口座振替が便利です。一度お申込みいただければ、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税できます。お申し込み方法については、筑前町税務課までお問い合わせください。

## < Q and A >



こんな場合はどうしたらいいの？

**Q . 該当資産がない場合でも申告は必要ですか？**

A . 該当資産がない場合でも全体の資産数が数個の場合でも  
申告をお願いいたします。該当資産がない場合は、  
「18 備考」欄に「該当資産なし」とご記入ください。  
(P. 7参照)

**Q . 令和5年申告時に、平成30年に取得した資産を申告していなかったことが分か  
りました。この場合、どのような申告をする必要がありますか？**

A . 修正申告をお願いする場合があります。償却資産の修正申告は、5年度分まで遡及  
して修正することもありますので、この場合、31年度・2年度・3年度・4年度の修  
正申告をお願いすることとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合  
は、通常と異なり、納期は1回となります。 (P. 8参照)  
前年度以前の申告と対照し、計上していなかった資産についても、町より問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。

**Q . 自分が所有している資産が償却資産税に該当するかわからない場合は？**

A . 償却資産税は、「土地・家屋以外の事業用資産」を言います。よって、土地・家  
屋以外の資産で事業の用に供されている場合は、対象となります。 (P. 2共通  
項目の他に業種別の表がありますので、参考ください。)

**Q . 資産全体が課税標準額の150万円を下回る場合は、免税点未満になるため、申  
告の必要はないですか？**

A . 課税標準額が150万円を下回る場合でも、お手数をおかけしますが、毎年申告  
をしていただくことが原則です。増減資産がない場合は、「増減なし」と「18  
備考」欄に記載の上、ご申告ください。なお、昨年度より筑前町では事務手続き  
の簡素化を図るため、前年の課税標準額が免税点未満の事業所は申告用紙を送付  
せず、ハガキにて「増減のある場合は、申告をお願いします」と通知し、これまでの  
償却資産の状況に基づき、価格を決定しています。増減のある場合や事業廃  
止や住所氏名変更等がありましたら、申告書を提出していただく必要があります。

**Q . 家屋に付隨している建物でも償却資産となる場合がありますか？**

A . 基本的には、家屋評価としているものについては償却資産の対象とはなりません  
が、家屋とは別建物（キャノピー他）については、償却資産の対象になります。

**Q . 耐用年数が不明な場合は未記入でもいいですか？**

A . 「法定耐用年数」が財務省令で定められています。その際は、「減価償却資産  
の耐用年数」を検索するとご覧いただけますので、ご参考ください。

**Q . 計上漏れが考えられる資産はありますか？**

A . 計上漏れ資産の代表例としては、舗装工事や受変電設備があります。敷地内の駐車場などを舗装された場合や受変電装置の計上漏れによって、修正申告をお願いする場合もあります。ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。  
(P. 2 参照)

**Q . 国税は1円まで減価償却をしますが、償却資産税も同様ですか？また、国税の申告をしていれば、償却資産の申告は省略できますか？**

A . 国税は備忘価格の1%まで減価償却をしますが、償却資産税は、取得価格の5%まで減価償却を行います。また、償却資産税は市町村税となりますので、それに応じた内容での申告をお願いします。なお、国税が非課税の場合でも、償却資産税の申告は必要となります。(P. 18)

**Q . 事業所を休業、廃業、閉鎖をした場合の申告は必要ですか？**

A . 事業所を休業、廃業、閉鎖した場合でもその旨の申告をお願いしています。その際は「18備考」に休業、廃業、閉鎖等の種別及び日付の記載をお願いします。(P. 7 参照)

**Q . 賃貸マンション（共同住宅）を所有していますが、償却資産税としてどのような資産が申告対象となりますか？**

A . 代表的なものとして、「構築物」・「電気設備」・「器具・備品」があります。  
「構築物」・・・例）駐車場の舗装、自転車置き場、フェンス、側溝、外灯、  
太陽光パネル（屋根一体型以外）、看板、壁面文字 等  
「電気設備」・・・例）受変電設備 等  
「器具・備品」・・・例）集合郵便受け、家電類（家具付き賃貸の場合） 等

**Q . 償却資産の減価償却の計算方法は、年度・暦年のどちらで計算しますか？**

A . 償却資産の申告は、暦年計算です。例えば、今年度申告分は、令和5年1月1日の資産所有状況を申告する必要がありますので、令和4年1月1日から12月31日までに取得したものが申告対象となります。

**Q . 会社の福利厚生施設も償却資産の対象となりますか？**

A . 本来の「事業の用に供される資産」とはなりませんが、事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。

# CHECK

- 申告書に連絡先・担当者名を記入されていますか？
- 申告書に資産所在地を記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者コードを記入されていますか？  
(わかる場合は、記載をお願いします。)
- 増加資産の耐用年数を記入されていますか？
- 非課税、特例対象資産をお持ちの場合、届出書、事実を証する書類等を添付されていますか？
- 前年度中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」を必ず提出してください。

提出前に確認をお願いします。



今後、税制改正等が生じた場合は、本手引きの内容を変更する場合もあります。  
償却資産税の申告に係る参考資料としてご活用ください。  
特例のことやご不明な点等ございましたら、

筑前町役場 税務課 固定資産税係 電話:0946-42-6608 まで

ご連絡ください。

申告書を郵送される際の封筒に  
貼り付けてご利用ください。

〒838-0298

福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地

筑前町役場 税務課 固定資産税係 行